四日市市告示第580号

三重県生活環境の保全に関する条例(平成13年3月27日三重県条例第7号)第72条の4第2項に基づき、次のように告示する。

令和元年11月15日

四日市市長 森 智広

1 発表事項

富士物流株式会社三重支社における土壌汚染について

2 発表内容

令和元年11月15日、三重県生活環境の保全に関する条例第72条の4第1項の規定に基づき、富士物流株式会社(東京都港区三田三丁目10番1号 代表取締役社長 渡部 能徳)から同社三重支社(四日市市富士町1-27)において、土壌汚染の発見に係る届出書が提出されました

届出によると、同社は倉庫の建て替えを計画しており、令和元年9月9日から令和元年9月23日にかけて、自主的に、土壌汚染対策法で特定有害物質として定められている重金属類を対象に、敷地内の任意の5地点(別添位置図)の土壌を混合して調査を実施したところ、鉛及びその化合物が土壌含有量基準を超過しました。

なお、令和元年10月25日から令和元年11月1日にかけて、鉛及びその化合物の土壌含有量に関して敷地全体で土壌汚染対策法に基づく調査方法により、土壌調査を 実施したところ、基準超過はありませんでした。このことにより、当該土地からの周辺 への影響はないと考えられます。

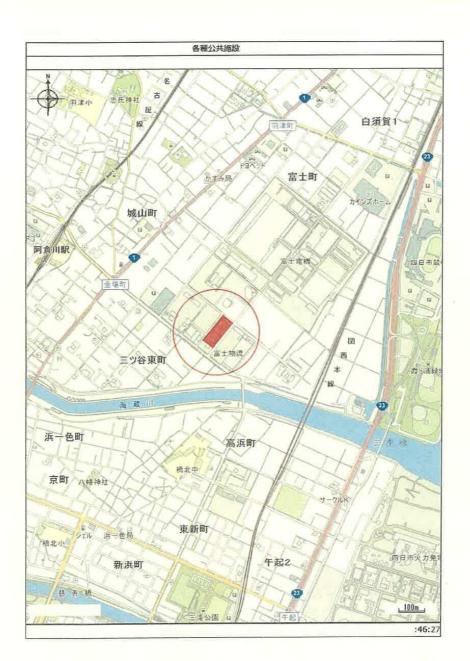
土壤調査結果(含有量)

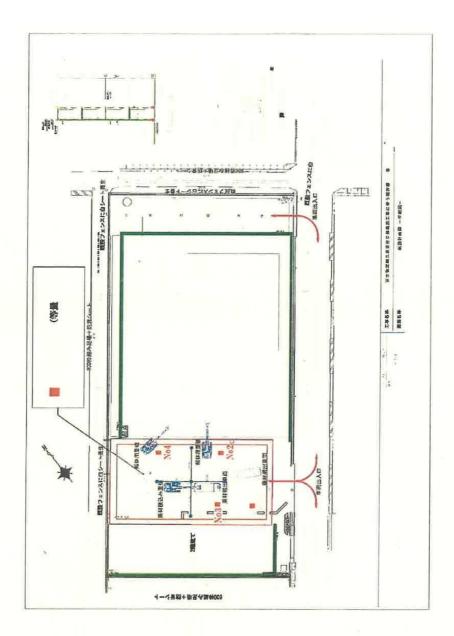
物質名	最大濃度 (土壌含有量基準の倍数)	土壤含有量基準	汚染深度
鉛及びその化合物	170mg/kg (1.13倍)	150mg/kg	表層~1.0m

3 対応方針

- (1) 本日(11月15日(金))、現地にて立入調査を実施します。
- (2) 自主調査において有害物質が検出された区画については、飛散防止措置を講じるように指導します。

(環境部環境保全課)





攤